

公共事業の適切な執行に関する緊急決議

現内閣においては、「雇用と所得の拡大」を国の基本方針として掲げ、公共事業及び復旧・復興事業を促進するとともに、働く人の所得の増大を目指し、デフレ経済からの脱却を図ることとしている。

我々建設業界においても、かねてより、建設業に携わる労働者の賃金低下等が若年者の入職や技能の承継に多大な影響をもたらしており、将来の建設産業の存続が危惧されている。

また、今般、国土交通省から、公共事業及び復旧・復興事業の迅速かつ円滑な執行、並びに技能労働者の適切な賃金水準の確保についての要請がなされたところである。

全国建設業協会は、国の共通の目標に向けてその役割を果たすため、左記のとおり決議し、各都道府県建設業協会並びにその会員企業に要請する。

記

- 一・被災地の一刻も早い復興を図り、国民の安全・安心を確保する強靱な国土を実現するため、全力をあげて迅速かつ円滑な公共事業の施工の確保に努めること。

一．労働者の処遇の改善を図るため、自ら適切な賃金水準の確保に努めるとともに、下請負契約を締結する際には、下請企業に対しても適切な水準の賃金を支払うよう要請すること。

一．社会保険等への加入を促進するため、自ら社会保険等に入することはもとより、下請負契約を締結する際には、法定福利費を適切に含んだものとする事。

一．適切な賃金水準を確保するため、工事の施工に必要な経費を適切に見込んだ価格での契約の締結に努め、ダンピング受注は厳に慎むこと。

右 決議する。

平成二十五年四月二十六日

一般社団法人 全国建設業協会